●●地域猫活動推進協議会会則

見本

（名称）

第１条　本会は、「●●地域猫活動推進協議会」と称する。

（目的）

第２条　本会は、猫による●●地域及び周辺地区の環境を悪化を防ぐため「地域猫活動」を実施し、人と動物の共生社会を実現することを目的とする。

（活動内容）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

（１）猫の不妊去勢手術の実施

（２）猫に起因するトラブル防止と適正管理

（３）その他、目的を達成するために必要な活動

（会員）

第４条　本会の目的と活動を理解し、賛同するもの。

（役員）

第５条　本会の役員は、会員の互選により選出し、代表１名と会計１名とする。

２　役員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

（会計）

第６条　本会は会費を徴収しない。本会の運営資金は寄付金、募金、補助金等をあてる。

（議決）

第７条　本会の運営に関する事項は、会員が合議し過半数により決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

（会則の改訂）

第８条　本会の会則は会員の３分の２以上の賛同を以って改訂することができる。

（事業年度及び会計年度）

第９条　本会の事業年度及び会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日に終わる。

（その他）

第10条　会則に定めのない事項にあっては役員で協議し実行推進するものとし、重要事項にあっては会員に報告する。

附則

この会則は、　　年　月　日から適用する。